

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1 契 約 の 名 称 | 令和9年度用市・県民税賦課資料パンチデータ作成業務委託契約 |
| 2 契 約 の 目 的 | 浦添市が実施する市・県民税賦課事務を円滑に執行することを目的とする。 |
| 3 業 務 の 内 容 | 別添「業務委託仕様書」による。 |
| 4 業務委託単価 | 金 円 / 1件当たり(消費税及び地方消費税抜価格) |
| 5 作成予定件数 | 別添「業務委託仕様書」による。 |
| 6 契 約 期 間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| 7 履 行 場 所 | 受託者の管理する作業場(受託者の本社又は営業所等) |
| 8 契 約 保 証 金 | 浦添市契約規則第6条に基づく。 |

上記の委託契約について、委託者 浦添市長 松本哲治 を甲とし、受託者 を乙として、甲乙両者は、次の条項により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙は記名押印して、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市長 松 本 哲 治

乙

(総則)

第1条 甲と乙は、頭書記載の業務委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別添の業務委託仕様書に従い、この契約（この契約書及び業務委託仕様書を内容とする業務の業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、この契約書及び別添の業務委託仕様書に定める業務（以下「業務」という。）を頭書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下、「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その委託料を支払うものとする。

(委託料)

第2条 この契約にかかる委託料は、単価契約として頭書記載の業務委託単価に実施数量を乗じた額とする。

2 実施数量とは、給与支払報告書のうち総括表、個人別明細書の件数とする。

3 甲は、委託料にかかる消費税及び地方消費税の相当する額を乙へ支払うものとする。

4 前項の消費税相当額は、支払時点において算出し、その算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第3条 浦添市契約規則第6条に基づく。

(賦課資料の貸与)

第4条 甲は、業務の処理に必要となる賦課資料を業務委託仕様書に基づき乙に対し貸与するものとし、乙は、甲から賦課資料の貸与があった場合は、必要期間において適正な管理を行うものとする。

2 乙は、業務履行のため甲から貸与された賦課資料等について、使用後特に定めのあるもののほか、直ちに甲に返還しなければならない。

3 甲は、必要があると認められる場合は、乙に対し甲の所有にかかわる資料及び関連する作成結果の保管、破棄を指示することができる。

4 乙は、前項に基づく指示があった場合は、甲の資料及びその関連する作成結果を適正に保管しなければならない。

5 乙は、甲の資料又は関連する作成結果を破棄する場合は、甲の指示に従うものとする。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、乙は乙の責任において処分することができる。

6 乙は、甲の資料等を絶対に契約目的外に使用してはならない。また、甲の資料等の複写及び複製品を第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による許可を得た場合は、この限りでない。

(調査等)

第5条 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務について随時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について、乙に対し必要な指示をすることができる。

2 乙は、甲の要求がある場合は、甲の資料、作成結果及びこれらの複写及び複製品について保管の状況又は機密保持の実情を報告しなければならない。

3 甲は、必要と認められる場合は、乙の事業所に立ち入り甲の資料、作成結果及びこれらの複製品について保管の状況を検査し、又は機密保持の実情を調査することができるものとする。

4 乙は、前項の甲の調査等があった場合は、「浦添市電子計算組織の運営管理に関する規程」に定めるデータ保護管理者からあらかじめ連絡を受け、かつ、甲の検査員等が甲の発行する身分証明書を提示しない場合は、その調査を拒否しなければならない。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ

書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(仕様書等の変更)

第8条 甲は、必要がある場合は、業務委託仕様書又は業務に関する指示（以下「仕様書等」という。）の内容について、乙と協議の上、仕様書等を変更することができる。

(契約内容の変更中止)

第9条 甲は、必要がある場合は、契約の内容を変更し、又は、契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(業務履行の検査及び成果物の引き渡し)

第10条 乙は、業務が完了した場合は、遅滞なく書面及びその業務にかかる成果物を提出することにより、業務履行の確認を甲に求めなければならない。

2 甲は、前項の規定による確認を求められた場合は、その日から起算して10日以内に業務の履行を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲が乙に対し前項の検査合格の通知をした場合は、当該検査にかかる業務の成果物の引き渡しがあったものとする。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、契約によるすべての業務について、前条第2項の検査に合格した場合は、委託料の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した場合は、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第12条 乙は、履行期限内に業務を完了することが困難となった場合は、甲に対して遅延なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、その理由が乙の責に帰する事由による場合は、甲は、その委託料につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）に規定する率の割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

(解除権の行使事由)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。

(1) 正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

(2) その責に帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき

(4) 第5項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務を完了するまでの間、必要がある場合は、契約を解

除することができる。

- 3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は予定金額（契約書記載の単価に業務委託仕様書の作成予定件数を乗じて得た額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額））の100分の10に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。
- 5 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 第8条の規定により仕様書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき
 - (2) 第9条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき
 - (3) 前各号のほか、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき

（契約不適合責任）

- 第14条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

- 第15条 甲は、引き渡された成果物に関し、第10条の規定による検査を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
 - 6 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができ

ない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。

- 7 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（事故発生時の報告）

- 第 16 条 乙は、業務で使用している個人情報の紛失等の事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するとともに、自己の情報管理体制を活用し、最善の方策を講じなければならない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

- 第 17 条 委託する業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた経費について、乙の責に帰する事由により生じたものについては、これを乙が負担するものとし、甲の責に帰する事由により生じたものについては、これを甲が負担するものとする。

（秘密の保持）

- 第 18 条 甲、乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（遵守義務）

- 第 19 条 甲及び乙は、この契約のほか浦添市契約規則その他の甲の定める規則（要綱、規程その他これらに類する名称を持つ規範の全てを含む。以下これらを総じて「規則等」という。）を遵守するものとする。

（管轄裁判所）

- 第 20 条 この契約書から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって所轄裁判所とする。

（契約外の事項）

- 第 21 条 甲及び乙は、この契約及び規則等に定めのない事項又はこの契約履行につき疑義を生じた事項については、甲と乙が協議してその解決にあたるものとする。

（個人情報の取扱い）

- 第 22 条 この契約に係る個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(別紙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 浦添市（以下「発注者」という。）がこの契約において、個人情報を取り扱わせる者（以下「受注者」という。）は、この契約を履行するに当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、浦添市個人情報保護法施行条例(令和4年12月20日条例第20号。以下「個人情報保護条例」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）その他関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(用語定義)

第2条 この個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）に係る用語を次のとおり定義する。

- (1)「個人情報」とは、個人情報保護条例第2条に定める個人情報であってこの契約による業務（以下「本業務」という。）に関する個人情報をいう。
- (2)「従事者」とは、本業務に従事する正社員、派遣労働者、契約社員その他全ての者をいう。
- (3)「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。
- (4)「個人番号」とは、番号利用法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）をいう。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の保護に必要な対策について責任体制を定め、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者及び従事者)

第4条 受注者は、個人情報の保護に必要な対策に係る作業責任者を定め、個人情報を取り扱う前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、個人情報を取り扱う者を必要最小限の者に限り、作業責任者の管理の下で取り扱わせなければならない。
- 4 受注者及び作業責任者は、従事者に対して、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督しなければならない。
- 5 従事者は、受注者及び作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。
- 6 受注者は、個人情報を取り扱う従事者及びその役割を明確にして、個人情報を取り扱う前に書面により発注者に報告しなければならない。なお、契約期間中に従事者の変更、減員、増員等があった場合は、同様に書面で報告しなければならない。

(取扱区域の特定)

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う前に個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」）を定め、書面により発注者に申請し承認を得なければならない。

- 2 受注者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に取扱区域を設置する場合は、従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第6条 受注者は、従事者に対して、本業務に従事する前に個人情報の保護及び本特記事項において従事者が遵守すべき事項、個人情報保護条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行に必要な研修等の教育を実施して、実施した日時、内容等を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第7条 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 受注者は、従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。
- 3 受注者は、本業務に着手する前に前項の規定により誓約書を提出させたことを書面で報告しなければならない。なお、契約期間中に従事者の変更、増員等により新たに従事者になったものがある

場合は、速やかに前項の規定により誓約書を提出させたことを書面で報告しなければならない。

(収集)

第8条 受注者は、本業務の履行に当たって個人情報を収集するときは、本業務を履行するために必要な範囲内で、適切かつ公平な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者は、本業務を履行するに当たって知り得た個人情報を、事前に書面により発注者の承認を得ることなく本業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 受注者は、事前に書面による発注者の指示がある場合又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第11条 受注者は、個人情報の紛失、漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、本特記事項に定められた項目のほか必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、番号利用法第12条の規定に基づき個人番号利用事務等実施者として、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの各種の安全管理措置を遵守しなければならない。

(物理的安全管理措置)

第12条 受注者は、物理的安全管理措置として、次の各号に定める措置を講じなければならない。ただし、事前に書面により発注者に代替え措置を申請し承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 個人情報を保管する事項で次に定める措置

- ア 個人情報を保管する場所（以下「保管場所」という。）を指定すること。
- イ 個人情報は、施錠が可能な保管庫又は保管室で管理すること。
- ウ 個人情報が記録された電磁的記録媒体、紙媒体、ノートパソコン等は施錠管理等をすること。
- エ 保管場所が無人になる場合は、必ず部屋に施錠をすること。
- オ 施錠する鍵の管理責任者を明示すること。

(2) 個人情報の取り扱いに関する事項で次に定める措置

- ア 取扱区域は、壁又は間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等により権限を有しない者による個人情報の閲覧等の防止措置を講じること。
- イ 利用を終えた個人情報は、その都度保管場所に戻すことを励行し、机上等への放置を禁止すること。
- ウ 屋外で個人情報を収集する、又は取り扱う場合は、紛失、飛散、盗難等の防止措置を講じること。

(3) 個人所有物の持込みに関する事項で次に定める措置

取扱区域及び保管場所へ原則として個人所有のパソコン等の端末、電磁的記録媒体、カメラ、カメラ付き携帯電話等の持込みを禁止すること。ただし、個人所有の携帯電話等の持込みは、緊急時の連絡等のみに用途を限定し、カメラ機能の制限、個人情報を取り扱うパソコン等への接続制限等の措置を講じた上で必要最小限に限り許可をする場合は、この限りではない。

(4) 個人情報の持出し等に関する事項で次に定める措置

- ア 事前に書面により発注者の承認を得た場合又は仕様書等に特別の定めがある場合以外は、取扱区域又は保管場所から個人情報の送信等をし、又は持ち出さないこと。
- イ 個人情報を持ち出す場合は、必要最小限とし、施錠できるケース等に収納して盗難防止措置を講じた上で持ち出すこと。
- ウ 個人情報を紙媒体で持ち出す場合は、封緘や目隠しシールの貼付け等の閲覧防止措置を講じた上で持ち出すこと。
- エ 個人情報を電磁的記録媒体で持ち出す場合は、電磁的記録の適切な暗号化処理を行った上で持ち出すこと。
- オ 個人情報の電磁的記録での送信等は、仕様書等に特別の定めがある場合以外、禁止すること。
- カ 個人情報が記録された電磁的記録媒体、紙媒体等を持ち出す場合は、追跡可能な手段を利用すること。

(技術的安全管理措置)

第13条 受注者は、技術的安全管理措置として、次の各号に定める措置を講じなければならない。ただし、事前に書面により発注者に代替え措置を申請し承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 本業務に係る電磁的記録へのアクセス制御に関する事項で次に定める措置

- ア 電技的記録の利用を許可した従事者ごとに ID とパスワードを割り当て、その ID とパスワードによる識別と認証等を行い、許可された者以外が利用できないようにすること。
- イ パスワードを用いる場合は、十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにすること。

- ウ パスワードを用いる場合は、秘密にし、他人に教えたり、他人に見られたりするところに置かないようにする等、その機密性を保持すること。
- エ 離席中、他人にパソコンをのぞかれたり、操作されたりすることがないように認証機能付きのスクリーンセーバー等を設定すること。
- (2) 本業務に係るパソコン及びサーバ等の運用管理に関する事項で次に定める措置
 - ア ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルの更新等を定期的に行うこと。
 - イ 定期的なウイルス検査を行うこと。
 - ウ 作業責任者の許可なく機器の増設やソフトウェアの導入を行わないこと。
 - エ ファイル共有ソフト等、情報流出を引き起こすおそれのあるソフトウェアのインストールを禁止すること。
 - オ 業務に不要なウェブサイトへのアクセスやメールの送受信を制限すること。
- (3) 発注者の管理する情報システム等の利用、保守、運用等に関する事項で次に定める措置
 - ア 事前に発注者の指示に従い、必要な手続きを行うこと。
 - イ 業務目的以外に利用してはならず、事前に発注者の承認を得た場合を除き第三者に利用させないこと。
- (4) 本業務に係る電磁的記録の返還又は引渡しに関する事項で次に定める措置
本業務に係る電磁的記録で返還又は引渡しをする場合は、不正プログラム等を混入させないこと。

(再委託)

第 14 条 受注者は、個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、事前に書面により発注者の承認を得た場合又は仕様書等に特別の定めがある場合は、この限りではない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により、個人情報を第三者（以下「再委託」）という。）に取り扱わせる場合は、再委託先に対して、本業務に関する行為について受注者と同様の義務を遵守させなければならない。なお、受注者は、再委託先が受注者に承認を要する事項については、発注者と協議の上、承認しなければならない。
- 3 受注者は、再委託先の本業務に関する行為及びその結果について、受注者と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。
- 4 受注者は、前項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款および本特記事項を遵守するために必要な事項その他発注者が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、第 2 項及び第 4 項により再委託先から提出された書類等について、その写しを発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、再委託先の業務及び本特記事項の履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じ、その管理及び監督する状況を発注者に報告するものとする。
- 7 受注者は、事前に書面による発注者の承認を得ることなく、再委託先が取り扱う個人情報をさらなる委託により第三者（再々委託先）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 8 第 1 項から前項までの規定は、前項の規定による発注者の承認を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(受渡し)

第 15 条 受注者は、発注者から個人情報の提供を受ける場合（クラウドサービスの利用においてサーバ等に個人情報を格納する場合を含む。）は、発注者が指定した手段、日時及び場所で提供を受けた上で、発注者に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。ただし、クラウドサービスの利用等において発注者の指示がある場合又は仕様書等に特別の定めがある場合は、この限りではない。

(返還、消去、廃棄等)

第 16 条 受注者は、本業務を履行するに当たって発注者から提供をされ、又は受注者が収集し、複製し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、発注者の指示を受け、又はこの契約が終了し、若しくは作成した個人情報記録された後、直ちに発注者の指定する方法による返還、引き渡し、消去、廃棄等をしなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定又は仕様書等の定めにより、返還、引き渡し、消去、廃棄等をするときは、受注者は、発注者に対して次に掲げる事項を書面により報告しなければならない。また、受注者は消去、廃棄を委託して行った場合は、消去、廃棄証明書の原本又はその写しを発注者に提出しなければならない。

- (1) 返還、消去、廃棄等の別
- (2) 実施年月日
- (3) 実施場所
- (4) 個人情報が記録された資料等の名称
- (5) 返還、消去、廃棄等する個人情報の項目
- (6) 個人情報の件数
- (7) 複製等の有無
- (8) 実施方法
- (9) 責任者氏名
- (10) その他発注者が求める事項

3 受注者は、第 1 項の規定により消去、廃棄等をするときに、発注者から立ち合いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、個人情報の記載された書面等を廃棄する場合は、焼却又は溶解等により情報を復元できないように処置をして廃棄しなければならない。

5 受注者は、個人情報を含む電磁的記録の消去をする場合は、原則として復元できない方法により行わなければならない。ただし、仕様書等に特別の定めがある場合は、この限りではない。

6 受注者は、個人情報を記録していた又は記録している電磁的記録媒体を売却、譲渡、廃棄等する場合は、原則として電磁的記録媒体の専用ソフトウェアによる情報の消去、電磁的記録媒体の記録装置の物理的破壊等により情報を復元できないように処置をしなければならない、契約終了後においても、同様とする。ただし、廃棄方法について、仕様書等に特別の定めがある場合は、この限りではない。

(遵守状況の報告)

第 17 条 受注者は、本特記事項の遵守状況等について発注者に定期的に報告するものとし、発注者が指示した報告の時期及び回数について従わなければならない。

2 受注者は、前項に規定する報告のほか、発注者から本特記事項の遵守状況等について報告を求められた場合は、直ちに発注者の指定する方法により報告しなければならない。

3 発注者は、前 2 項の報告内容で、本特記事項の遵守状況等に問題があった場合、受注者に対して改善を要請できるものとする。

(監査等)

第 18 条 発注者は、受注者に対して、本特記事項の遵守状況等の確認のため、契約期間中に、必要に応じて業務に係る監査又は実地調査（以下「監査」という。）を実施することができるものとする。受注者は、発注者の監査等の求めに応じなければならない。

2 受注者は、発注者又は発注者の指定する者の行う監査等に対して、必要な協力を行わなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により実施する監査等に際して、受注者に監査等の実施を通知した上で、必要に応じて、受注者の施設への立入り、必要な書類を閲覧又は複写、従事者へのヒアリング等を実施し、監査等記録を作成するものとする。なお、監査等の時期等については、発注者及び受注者が事前に協議するものとする。発注者は、監査等の実施に当たって、受注者の業務実施等に支障が生じないように考慮するものとする。

4 第 1 項の監査等の結果、本特記事項の遵守状況等に支障があった場合、発注者は、受注者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時の報告義務)

第 19 条 受注者は、個人情報の紛失、漏えい、改ざん、滅失及び毀損等の事故が発生した又は発生する恐れがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。
- (2) 発注者の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。
- (3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。
- (4) 発注者の求めに応じて、次に掲げる事項を書面により報告しなければならない。

ア 個人情報の漏えいを知った状況

イ 個人情報の項目

ウ 個人情報の件数

エ 個人情報の紛失等が発生した日時

オ 個人情報の紛失等が発生した場所

カ 個人情報の紛失等の発生時の状況

- キ 個人情報記録された媒体
- ク 暗号化等の保護措置の有無
- ケ 漏えいによる被害状況（想定を含む）
- コ 想定される原因
- サ 対応状況
- シ その他発注者が求める事項

3 受注者は、第 1 項の場合に備え、前 2 項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時の連絡体制を整備して発注者に報告しなければならない。

4 発注者は、第 1 項の場合、必要に応じて当該事故等に関する情報を公表できるものとする。
（契約解除）

第 20 条 発注者は、受注者が本特記事項の内容に違反していると認めたときは、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

（損害賠償）

第 21 条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の違反し、又は怠ったことにより、発注者に損害が生じた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。